



第87号 2016年5月25日 発行

弁護士法人 けやき法律事務所

発行責任者/弁護士 齊藤 正俊

〒963-8876 福島県郡山市麓山1丁目2番13号 TEL.024-933-0823 FAX.024-934-2644 (<http://www.keyaki-law.gr.jp/>)

## —くらしに憲法を生かそう—



【雄国沼湿原のニコウキスゲの大群落】 撮影/けやき法律事務所

雄国沼湿原は、福島県喜多方市の東部に位置し、約50万年前の猫魔ヶ岳の火山活動によって誕生したカルデラ湖で標高1000mを超える高原です。この高原の高山植物は昭和32年から国の天然記念物に指定されています。特に、ニコウキスゲの大群落はこの世の楽園とも称されています。

## けやき雑感

二〇〇二年八月一五日付日経新聞の社説には、次のような記載がありました。

「わが国や社会は、何故に日本が戦争への道をひた走ったのか、そして何故に敗れたのかを検証することをひたすら避けてきた」「歴史から教訓を得ようとしないうる人々、社会・国家は進歩しない」「日本の敗戦は、『科学無き者の最後』であり『科学的精神の欠如』の結果である」

九割以上の憲法学者などが憲法違反と明言した安保法案を、ナチスを真似た手法により、自公政府は、数の力で成立させ、また、自らに不利とみる報道を脅しや介入により止めさせようとしています。彼らには『科学が無く』『科学的精神も無く』、彼らは敗北への道を進んでいます。

私達は、「歴史から教訓」を得て、未来に続く進歩への道を、みんなの力で、切り開きましょう！

選挙は正にその好機です。

安藤 裕規

# 18歳選挙権に思う

2015年6月、公職選挙法の一部が改正されて、2016年6月19日から施行されることになりました。この結果、満18歳以上20歳未満の方々が選挙に参加することが出来るようになりました。2016年には参議院議員の選挙が予定されていますので、その選挙に約240万人と言われる新たな有権者が参加して選挙が行われることとなります。

今回の選挙権の年齢を引き下げた措置は、2014年に改正された国民投票法で、憲法改正の国民投票が出来る年齢が18歳以上と引き下げられたことを受けた措置ですが、目を外に向ければ、世界的には18歳で選挙権を獲得できる国が圧倒的で、16歳で選挙権を得るといふ国もあります。日本も遅ればせながら世界の趨勢に追いついたこととなります。

ところで、選挙権年齢が18歳に引き下げられたことで、文部科学省は平成27年10月29日付で、「高等学校等における政治的教養の教育



と高等学校等の生徒による政治的活動等について」と題する初等中等教育局長通知を发出了しました。これによると、授業や授業以外の教育活動においては、その教育活動の場を利用して選挙活動や政治的活動を行うことは禁止され、放課後や休日であっても学校構内での選挙活動や政治的活動については制限又は禁止するとされています。また、放課後や休日における学校の構外での選挙活動、政治的活動は一定の場合にはこれを制限又は禁止する必要があるとしています。しかし、文部科学省の通知の如く、抽象的で曖昧な理由で高校生の選挙活動をはじめとする政治的活動を簡単に制限禁止することは許されるのでしょうか。

そもそも、このような選挙活動をはじめとする政治的活動は、民主主義社会において最大限尊重されな

ければならない自由であり、日本国憲法も思想・良心の自由、表現の自由などの基本的人権として保障しています。そして、何よりもこの基本的人権は、人が人として生まれながらに有する普遍的な権利として認められてきたものであり、ある日突然に基本的人権が設定されるというものではありません。

そうすると、政治的活動の自由は、成人に達したから認められるとか、18歳に達したから認められる、あるいは認められないというものではなく、高校生であっても本来的には政治的活動の自由は享有しているものなのです。したがって、そのような普遍的な自由は高校生だからという理由だけで制限することは許されなと思います。むしろ、高校生の政治的活動の自由を保障しつつ、どのような場合にそれが制約されるのか具体的に論議すべきです。

このような中で、文部科学省は、今年1月に、高校生の学校の構外での政治的活動について、事前に届けさせることを容認する見解を示しました。愛媛県では県立高校全59校が校則を変更して政治的活動の事前届出を義務化することになったことが報道されています。しかし、このような事前届出の制度は高校生に対して政治への参加についての

萎縮効果をもたらしかねません。より積極的に政治への関心を高めてもらう政治に参加していこうとする芽をつぶしかねないと思います。高校生の政治的活動は、本来自由であるべきとの考えを基礎にした枠組みを前提に主権者教育をしていくべきですし、それにふさわしい教育の場を提供することこそが学校の役割ではないでしょうか。そして、高校生をはじめとする未来の担い手には、社会の多くに関心を持って、選挙を含めて自ら自己表現し意思表示してもらいたいと期待しています。

弁護士 齊藤 正俊

じゅうはち  
十八  
JYUUHATI  
選挙権  
SENNKYOKENMINN



## A子の法律相談

## 特別編



法改正により、18歳以上の国民が選挙に参加できることになりました。

しかし、今の国会を見てみると、国民の声がちんと国政に反映されているのか疑問に思うことはありませんか。この問題についてA子の疑問に若手弁護士がお答えします！

## A子

今年の夏の参議院議員選挙から、18歳、19歳の若者の声も国政に反映されるようになるんですね。

ところで、選挙のたびに「議員定数不均衡」という問題がテレビや新聞で報道されますよね。これは、どのような問題ですか？

## 弁護士

議員定数不均衡とは、小選挙区制において、各選挙区の議員定数の配分に不均衡があり、そのため人口数（有権者数）と比べて有権者一人ひとりの持つ票の「価値」に選挙区ごとに格差が生じていて、それが社会的に無視できないほど

ど大きくなっているという状態です。

たとえば、不均衡な配分により候補者一人を当選させるために、A区では700人の票が必要なのにB区では100人の票で足りるという状態が生じてしまうと、A区の有権者一人あたりの一票の価値がB区の7分の1程度になってしまうということです。

憲法は、選挙権とともに法の下の平等を保障しているので（憲法14条1項など）、一人一票という投票数の平等だけではなく、各一票が選挙の結果に対してもつ影響力（価値）も平等でなければいけないのです。

## A子

一票の価値に格差があるような選挙は無効にならないのですか？

## 弁護士

憲法に反しても、選挙がただちに違憲・無効になるわけではありません。

なぜなら、定数配分の変更は公職選挙法の改正など色々な手続きが必要なのですぐにはできないからです。不均衡が生じたとしても、法改正のための「合理的期間」を経過し、それでも改正しない場合に限り無効となるとするのが最高裁判所の考え方です。

また、もし選挙が無効になると、この選挙で選出された議員は資格を喪失しますが、選挙前にいた議員も任期満了でいなくなっているため、法改正をする人が誰もいなくなってしまうです。

そこで、選挙を無効とせず、違憲であることを宣言するに止める（国会による是正を期待する）という方法がとられます。

ただ、格差是正を徹底すると、地方の意見が国政に届きにくくなるのでは（国会議員の大半が都市選出の議員になることも…）との懸念もあります。

このバランスをどうとっていくのが今後の課題です。夏に予定されている参議院選挙（衆議院選挙もあるかも）には、議員定数不均衡の問題に対する各候補者や各政党の考え方にも着目してみてください。



弁護士 武村 陽  
弁護士 西沢 桂子

## 入所のご挨拶

弁護士長谷川 啓

昨年12月にけやき法律事務所に入所しました、弁護士の長谷川啓と申します。

私は郡山市で生まれ、高校卒業までの18年間を福島県で過ごしました。弁護士の仕事に興味を持ったのは高校2年生の頃で、司法試験の合格者数が増加するというニュースを見たのがきっかけでした。きっかけは安易ではありませんでしたが、弁護士という職業を知ることによって、弁護士として立場の弱い人の力になりたいという思いが強くなっていきました。

郡山市は私にとって思い出深い土地です。多くの人に助けられて今まで過ごせたことに感謝しながら、私も多くの人の力になれるよう、日々精進していきたいと思えます。何卒ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。



# 憲法を考える郡山市民のつどい 報告



五月三日(憲法記念日)に、郡山中央公民館多目的ホールにて、「第三七回憲法を考える郡山市民のつどい」を開催しました。この「つどい」は、毎年五月に、当事務所と市民の皆様とで実行委員会をつくり開催しており、今年は約一八〇人の方にご参加いただきました。

今回の「つどい」は、今年三月に「平和安全法制」(戦争法制)が施行されたことを受け、改めて、憲法の立場から平和安全法制の問題点を考えることをテーマに行いました。メインの講演をされた藤野美都子さん(福島県立医科大学教授、憲法学)は、憲法が国民の権利として保障している平和的生存権と、平和安全法制が行使可能としている集団的自衛権は相容れないものであること、そして、安倍政権が平和安全法制の次に進めようとしている国家緊急権(緊急事態条項)を口実とした明文改憲について、フランスでの同時多発テロとその後の憲法改正の動きにも触れながら、その危険性をお話いただきました。

講演後には、元県議会議長の植田英一さんをはじめとする四人のリレートークが行われ、元保守政治家、医療関係者、地方自治体職員、女性などさまざまな立場から、憲法の平和主義を守ろうと訴えられました。

今年は参議院議員選挙も予定されていますが、平和安全法制と憲法の問題についての各政党・候補者の主張をよく見きわめ、平和安全法制の廃止を実現させましょう。

弁護士 渡邊 純

## 市民講座のご案内



今年も市民講座を開催予定です！  
今年「相続」や「遺言」をテーマに、  
9月、10月に合計4回の開催を予定しております。

内容は、これまで同様、相続や遺言の基本的な法律知識から少し踏み込んだ法律知識まで当事務所の弁護士がお話しさせていただく予定でおります。  
詳細が決まりましたらHP等で改めてご案内させていただきますが、詳しくお知りになりたい方は、当事務所までお問い合わせ下さい。

日 時	9月 8日(木) 午後1時30分～午後3時00分
	9月15日(木) 午後1時30分～午後3時00分
	10月 6日(木) 午後1時30分～午後3時00分
	10月13日(木) 午後1時30分～午後3時00分
場 所	郡山市中央公民館内青少年ホーム 3階 第10講義室



### 入所あいさつ

この度、弁護士法人 けやき法律事務所に入所いたしました、安藤愛絵里です。新しく覚えることが多く、とてもやりがいを感じています。まだまだ至らない所ばかりですが、早く仕事を覚え、お客様の不安を少しでも和

らげられるよう弁護士のサポートに努めたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

安藤 愛絵里



## 弁護士法人 けやき法律事務所

弁護士 安藤 裕規 弁護士 安藤 ヨイ子 所長 弁護士 齊藤 正俊  
弁護士 渡邊 純 弁護士 武村 陽 弁護士 西沢 桂子 弁護士 長谷川 啓

TEL.024-933-0823(代表)

■事務所ホームページ 随時更新中

URL <http://www.keyaki-law.gr.jp/>

けやき法律事務所

検索

ホームページから  
相談予約の申込みが  
できるようになりました！

24時間受け付けておりますので、  
詳しくはホームページをご覧ください。



お車での  
お越しは 国道4号線から文化通りに入って、3つ目の  
信号(文化センター西側)を右折



携帯サイトはこちらからどうぞ

※今後、ニュースの発送を希望されない方は、その旨ご連絡ください。